# 山口コミュニティ運営協議会規約案(H26.8.6 報告会資料)

## 目次

第1章 総則

第1条(名称)

第2条(事務所)

第3条(目的)

第4条(事業)

第5条(区域)

第2章 会員

第6条(会員)

第3章 役員

第7条(役員の構成)

第8条(役員の任務)

第9条(顧問)

第4章 会議等

第10条 (会議の種類)

第11条(総会)

第12条 (総会の決議事項)

第13条(役員会)

第14条 (運営委員会)

第15条(実行委員会)

第16条(広報委員会)

第17条(部会)

第18条 (その他の会議)

第19条(事務局)

第5章 会計

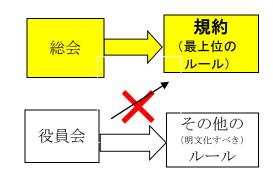
第20条 (協議会の経費)

第21条(会計年度)

第6章 雜則

第22条 (その他)

附則



# ~規約に関する基本的考え方~

- 1 規約は、協議会が自ら制定する最上位のルールである。
- 2 規約は、総会でのみ、制定・一部改正・廃止ができる。
- 3 規約には最低限度必要な事項のみ定め、簡素なものにする。
- 4 各部会の構成団体など、今後、修正が頻繁にある項目については、規約ではなく、別に定める。

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、山口コミュニティ運営協議会(以下、「協議会」という。)と 称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、筑紫野市大字古賀 196 番地 1 山口コミュニティセンター内に置く。

(目的)

- 第3条 協議会は、筑紫野市山口小学校の通学区域(以下、「山口校区」という。) 内の住民相互の交流と親睦を図り、生活環境の保持・改善に努力し、文化・スポーツの推進及び福祉の向上と豊かで住みやすい安全・安心な地域づくりに寄与することを目的とする。
- 2 協議会は、行政機関への協力及び協働により、地域住民により良い公共サービスが提供されるよう、その維持向上に努めるものとする。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 環境、防災・防犯、教育、福祉などの地域課題の解決に関すること
  - (2) 文化・スポーツなどを通じた山口校区住民の親睦及び交流に関すること
  - (3) 行政機関への協力及び協働による地域づくりに関すること
  - (4) 広報に関すること
  - (5) その他目的達成に必要な事業

### 留意事項 01

第1号中「環境、防災・防犯、教育、福祉など~」は、部会名に対応させるため、部会名が決定された後に、改めて修正する。

(区域)

第5条 協議会の区域は、山口校区と同じ区域とする。

### 第2章 会員

(会員)

第6条 協議会の会員は、第5条に掲げる区域内に住所を有する個人とする。ただし、区域内で活動する団体、事業所又は個人が協議会への加入を希望した場合には、役員会の承認を得て、会員となることができる。

### 第3章 役員

(役員の構成)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 事務局長 1人
  - (4) 会計 1人
  - (5) 監事 2人
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 役員は、運営委員会で選考し、総会で承認する。ただし、役員に欠員が生じた場合は補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 補充役員の選任は、運営委員会の承認を得て行い、総会で報告するものとする。

### 留意事項\_02

役員は充て職ではなく、総会で承認されるものとしている。

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 事務局長は、協議会運営に関する事務を統括する。
- 5 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問)

- 第9条 協議会は、顧問を置くことができる。
- 2 会長は、顧問に対し、協議会の活動についての指導、助言その他協力を求めることができる。
- 3 顧問の選任は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

### 第4章 会議等

(会議の種類)

- 第10条 協議会は、次の会議を開催する。
  - (1) 総会

- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 実行委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 部会
- (7) その他役員会が必要と認める会議

(総会)

- 第11条 総会は、協議会の最高決議機関であり、年度初めに会長が召集する。 ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 2 総会は、構成代議員の過半数(委任状の提出者を含む。)の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 4 代議員については、別に定める。

### 留意事項\_03

代議員の数については、規約とは別に定めることとしている。

(総会の決議事項)

- 第12条 次の事項は、総会で決しなければならない。
  - (1) 規約の制定及び改廃
  - (2) 事業報告及び事業計画
  - (3) 予算及び決算
  - (4) 協議会役員の承認(ただし、補充役員の承認を除く。)
  - (5) その他協議会の運営に関し、特に重要と認められる事項

(役員会)

- 第13条 役員会は、第7条に掲げる者のうち、監事を除く役員をもって構成し、 会長が招集する。
- 2 役員会の議長は、会長が務める。
- 3 役員会は、第3条の目的を達成するため、コミュニティづくりに資する様々な情報を収集し、協議会の活動の活性化に向けて基本的な方策等を示さなければならない。

### 留意事項 04

役員会や運営委員会等の決議事項や開催頻度などは、規約とは別に定め ることを想定している。 (運営委員会)

- 第14条 前条の役員会が示す基本的な方策を協議する場として、協議会に運 営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、役員会、区長及び各部会長等をもって構成し、会長が招集する。
- 3 運営委員会の議長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は、前条の役員会の基本的な方策を具体化し、協議会の運営について適正かつ効果的に事業が推進できるよう指導力を発揮しなければならない。

# 留意事項 05

運営委員会の構成員については、将来的に実行委員会や広報委員会の代表者が参加することなどを想定し、「~各部会長等」としている。

### 留意事項 06

人数が多すぎては会議にならない。また、開催頻度が多くなりすぎては負担が重くなりすぎる。(15人前後、2ヶ月に1回の定例会+臨時会が適当か?) ※開催頻度は、規約とは別に定める。

(実行委員会)

- 第15条 協議会は、山口校区内全域にかかる事業を行うために、運営委員会の 承認を得て実行委員会を組織することができる。
- 2 実行委員会は、実行委員をもって構成する。

#### 留意事項 07

「運営委員会の承認を得て」としているのは、前段として、部会単独又は複数部会の共催で事業が実施できないか検討することを想定したため

#### 留意事項 08

将来的に、市民体育祭やコミセン祭りについての実行委員会を組織する ことを想定し、実行委員会を置く根拠規定を設けている。

(広報委員会)

- 第16条 協議会は、区域内の住民に必要な情報を提供するため、役員会の承認 を得て広報委員会を設置することができる。
- 2 広報委員会は、広報委員をもって構成する。

#### 留意事項 9

広報委員については、次のように選出することを想定している。

- (1) 各部会から1人
- (2) その他有志の市民

(部会)

- 第17条 協議会の活動を推進し、第2条の目的を達成するために、次の部会を 置く。
  - (1) (自然・環境・歴史) 部会
  - (2) (安全·安心) 部会
  - (3) (子育て・子ども) 部会
  - (4) (健康・福祉・高齢者) 部会
  - (5) (地域の絆・ふれあい) 部会
- 2 各部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって構成する。
- 3 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により決定する。
- 4 部会を構成する団体等は、別に定める。

### 留意事項 10

各部会は、名称のみを列記する。

※未だ各部会の名称が決定していないため、各部会のテーマを記載。

### 留意事項 11

部会長は、総会での承認によるのではなく、部会内での互選によるもの としている。

(その他の会議)

- 第18条 協議会は、協議会に関わる重要な案件を協議するため、役員会の承認 を得て、前条までに掲げたもの以外に会議を設置することができる。
- 2 前項の会議の委員は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

### 留意事項 12

必要に応じて審議会などを設置するための根拠規定を設けたもの。協議 会の設立当初において、設置する予定はない。

# 留意事項 13

外部からの有識者を委員とすることなど想定し、会議の構成員は、敢え て明記していない。

(事務局)

- 第19条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。

# 第5章 会計

(協議会の経費)

第20条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、交付金、寄付金その 他の収入をもって充てる。

### 留意事項 14

「負担金、補助金、交付金、寄付金」とは例示であり、収入はこれらに限定されない

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 雑則

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会で協議のうえ会長が定めるものとする。

### 留意事項 15

第22条は、規約とは別に「協議会としてのルール」などを定めること の根拠として活用することを想定している。

附則

この規約は、平成26年 月 日から施行する。

### 留意事項 16

設立総会の開催日が、施行日となる。